

第3章 地震発生時の応急対策等

1 資機材、人員等の配備手配

(1) 物資等の調達手配

町は、地震発生後に行う災害応急対策に必要な物資、資機材（以下「物資等」という。）について、調達手配の手段・手順等を明らかにするとともに、備蓄品の定期点検に努める。

なお、必要に応じて、宮崎県に対して地域住民等に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため必要な物資等の供給の要請をする。

(2) 人員の配置

町は、人員の配備状況を宮崎県に報告するとともに、人員に不足が生じる場合は、県等に応援を要請する。

(3) 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

防災関係機関は、地震が発生した場合において、災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備、配備等の準備を行う。

2 他機関に対する応援要請

被害が甚大で、町内の関係機関の防災能力だけでは十分な災害応急対策が行えないと判断される場合は、宮崎県、他市町村、自衛隊及びその他防災関係機関等に応援を要請するとともに、応援部隊の活動・宿営等のための拠点を確保するなど受入体制を整備する。

3 帰宅困難者への対応

町は「むやみに移動を開始しない」という基本原則を広報等で周知するほか、民間事業者との協力による一斉徒歩帰宅の抑制対策を進める。

また、帰宅困難者が大量に発生することが予想される場合は、帰宅困難者に対する一時滞在施設等の確保対策等の検討を進める。